

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月一日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則四九）の一部を次のように改正する。

第二十九条第四項及び第三十条第二項を削る。

第三十七条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削る。

第六十一条第一項中「まで、第二十六条から第二十九条第三項まで、第三十条第一項、第三十一条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第三項並びに第三十八条」を「並びに第二十六条から第三十八条まで」に、「第十七条第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に改める。

第六十六条第一項第二号中「、第二十六条から第二十九条第三項まで、第三十条第一項並びに第三十一条」を「並びに第二十六条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。